

3 寄附財産の明細及び使用目的等

(1) 証明書の添付の確認

この表を提出する場合（租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号の規定の適用を受けようとする場合）、次の証明書の添付が必要です（証明書の添付を確認し、□にレ印を記入してください。）。

- 寄附財産が認定拠点計画又は認定地域計画に記載された一定の事業の用に供される旨の証明書（租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号に規定する書類）を添付しました。

(2) 寄附財産の明細及び使用目的等（承認申請の対象となるものについてのみ記入します。）

番 号		1	2	3	4	5
種 類						
細 目（名 称 等）						
所 在 地						
数 量（作 品 数 等）						
贈与又は遺贈した財産の価額	①					
贈与又は遺贈した財産の 取 得 年 月 日		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
必 要 経 費	取 得 費 概算取得費によらない場合	②				
	概算取得費による場合 (①×5%)	③				
	譲 渡 に 要 し た 費 用	④				
	計 (②+④又は③+④)	⑤				
差 引 金 額 (① - ⑤)	⑥					
共 同 提 出 の 場 合	代表者以外の申請者の氏名					
	代表者以外の申請者の持分					
使 用 目 的 等	使用開始（予定）年月日		開 始 ・ 予 定 ・ ・	開 始 ・ 予 定 ・ ・	開 始 ・ 予 定 ・ ・	開 始 ・ 予 定 ・ ・
	使 用 目 的					
	使用開始されていない 場合の具体的な理由					

寄附財産が使用開始されていない場合（上記の「使用開始（予定）年月日」欄に「予定」と表示した場合には、「使用開始されていない場合の具体的な理由」欄にその理由を具体的に記載してください。

第3表（文化観光拠点施設を運営する独立行政法人等用）

〔第3表（文化観光拠点施設用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人又は地方独立行政法人法施行令第6条第3号に掲げる博物館若しくは美術館に係る地方独立行政法人法第21条第6号に掲げる業務を主たる目的とする地方独立行政法人（以下「独立行政法人等」といいます。）に対する財産の寄附について、租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号の規定の適用を受けようとする場合に使用します。

《記載要領》

- 1 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」に記載する寄附財産について、租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号の規定の適用を受けようとする場合は、「(1) 証明書の添付の確認」の□にレ印を記入してください。
- 2 「(2) 寄附財産の明細及び使用目的等」の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - (1) 寄附財産は、種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。
例えば、美術品は1点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。
 - (2) 「使用開始（予定）年月日」欄は、寄附以前から使用開始されていた場合には、その使用を開始した年月日を記載してください。
 - (3) 「使用目的」欄は、「〇〇美術館において展示する」のように具体的に記載してください。
 - (4) 共同提出の代表者が記載する場合には、代表者以外の申請者の寄附財産についても同様に記載し、各申請者の持分を記載してください。

《添付書類》

- 1 寄附申込書の写し
- 2 寄附の受入れの事実が確認できる書類
- 3 寄附財産の時価を明らかにする書類
- 4 寄附財産の取得価額を明らかにする書類（購入時の売買契約書の写し等）
- 5 寄附財産のうち主要なもののカラー写真
- 6 寄附財産が認定拠点計画又は認定地域計画に記載された一定の事業の用に供される旨の証明書（租税特別措置法施行令第25条の17第8項第1号に規定する書類）